

高崎管内橋梁補修工事発注用図面作成業務

特記仕様書

令和6年10月

東日本高速道路株式会社
関東支社高崎管理事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 高崎管内橋梁補修工事発注用図面作成業務

1-1-2 路線名 関越自動車道新潟線、北関東自動車道、関越自動車道上越線

1-1-3 履行箇所 関越自動車道（本庄児玉IC～水上IC）

（自）埼玉県本庄市児玉町下浅見 （69.7KP）

（至）群馬県みなかみ町小仁田 （141.2KP）

北関東自動車道（高崎JCT～太田桐生IC）

（自）群馬県高崎市上滝町 （0.0KP）

（至）群馬県太田市東今泉町 （30.4KP）

上信越自動車道（藤岡IC～松井田妙義IC）

（自）群馬県藤岡市森 （1.7kp）

（至）群馬県安中市松井田町 （37.5kp）

1-1-4 主な履行内容

本業務は、詳細点検結果に基づき、対象橋梁（上部工、下部工）に生じている変状の補修工事発注用図面作成を実施するものである。また併せて、対象橋梁の橋梁付属物の詳細設計を実施するものである。

設計種別	工種・細目・名称	数量	対象構造物
現地踏査		1式	
工事発注用図面作成	図面修正	290枚	神流川橋、利根川橋、東川橋、諏訪沢川橋、栗の木川橋、沼尾川橋、犬の沢橋、棚下橋、永井川橋、大久保沢橋、薄根川橋、四釜川橋、大峰橋
	数量計算	60枚	
維持修繕設計	伸縮継手	12枚	神流川橋、東川橋、諏訪沢川橋、犬の沢橋、棚下橋、永井川橋、大久保沢橋
設計打合せ		1式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和6年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登

録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内
- (3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書1-1-3「着手日」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書（様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

- 全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から450日間
- 余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日間

1-5 資料の貸与

共通仕様書1-1-5-1「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりである。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
詳細点検結果報告書	令和2～4年度 関東支社管内道路詳細点検業務	契約締結の 日の翌日よ り7日以内	電子データ(PDF)
完成図	—		電子データ(TIFF)

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く

1-6 計画工程表

1-6-1 計画工程表の記載事項

受注者は、共通仕様書 1-14-1 に示す作業計画書の計画工程表の作成にあたっては、次の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。

受注者は、完了時期の明示にあたって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1-22 に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。

なお、作業単位の設定は下表を標準とするが、計画工程表の提出にあたって監督員と受注者との協議のうえ、決定するものとする。

種別	工種	作業単位	備考
現地踏査			
工事発注用図面作成	図面修正	神流川橋、利根川橋、東川橋、諏訪沢川橋、栗の木川橋、沼尾川橋、犬の沢橋、棚下橋、永井川橋、大久保沢橋、薄根川橋、四釜川橋、大峰橋	
	数量計算		
維持修繕設計	伸縮継手	神流川橋、東川橋、諏訪沢川橋、犬の沢橋、棚下橋、永井川橋、大久保沢橋	
設計打合せ			

1-6-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は、共通仕様書 1-22 「打合せ」の実施時に、計画工程表に作業の実施状況を記載し、監督員に報告するとともに、調査等打合簿（共通仕様書様式第 1-4 号）に添付するものとする。

なお、受注者は、前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-31-1 に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書 1-14-3 に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。

1-7 打合簿の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-22 「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理すると共に、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第 1-4 号）を作成し、監督員に記載事項についての確認を得るものとする。

また、清書した調査等打合簿は、打合せ後 7 日以内（休日等除く）に監督員に電子メールにより提出するものとする。

監督員は、提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者に電子メールで返送のうえ、保管するものとする。

1-8 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-44-1 「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」へのデータ入力を行うものとする。また、業務完了までに、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」を監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結

果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い、速やかに修正を行うものとする。

工事記録収集システムに関する問合せ先は、当社が協定締結した「保全点検業務等の実施に関する協定」に規定する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知するものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の概要

本業務は、詳細点検結果に基づき、対象橋梁（上部工、下部工）に生じている変状の原因を特定するためのコンクリート試験及び試験結果に基づき橋梁補修工法を選定し、工事発注用図面作成を実施するものである。また併せて、対象橋梁の橋梁付属物の詳細設計を実施するものである。

2-2 設計構造物の内容

本業務における、既設構造物の形式等の内容は、下表のとおりである。

IC間	橋梁名	上部工形式
本庄児玉 IC～藤岡 JCT	神流川橋	鋼単純合成桁橋+鋼2径間連続非合成鈹桁橋+鋼3径間連続非合成鈹桁橋
渋川伊香保 IC～赤城 IC	利根川橋	PC2径間連続箱桁橋+PC5径間連続箱桁橋+鋼4径間連続非合成鈹桁橋+鋼単純非合成箱桁橋
赤城 IC～昭和 IC	東川橋	鋼5径間連続非合成鈹桁橋
	諏訪沢川橋	鋼3径間連続非合成鈹桁橋
	栗の木川橋	鋼3径間連続上路式トラス橋
	沼尾川橋	鋼2径間連続非合成鈹桁橋+鋼6径間連続非合成箱桁橋
	犬の沢橋	鋼2径間連続非合成箱桁橋
	棚下橋	鋼単純合成鈹桁橋(下り線)+鋼3径間連続非合成鈹桁橋×2連+鋼4径間連続非合成鈹桁橋
	永井川橋	PC5径間連続箱桁橋
	大久保沢橋	鋼3径間連続非合成鈹桁橋
沼田 IC～月夜野 IC	薄根川橋	PC2径間連続箱桁橋
	四釜川橋	PC5径間連続箱桁橋+PC3径間連続箱桁橋
月夜野 IC～水上 IC	大峰橋	PC3径間連続箱桁ラーメン橋

2-3 現地踏査

現地踏査とは、工事発注用図面作成および維持修繕設計に伴い近接にて必要な現地状況等の基本的事項を把握するものをいう。

現地状況等は目視にて確認し、打音調査等は実施しないものとする。また、高速道路および一般道の交通規制を行わずに実施する。なお、高速道路本線から実施する必要がある場合は、監督員と協議し定める

ものとする。

監督員から貸与する資料と現地状況が著しく相違している場合には、速やかに監督員に報告するものとする。

現地踏査の検測数量は、1式とする。

項目	対象橋梁	備考
現地踏査	神流川橋、利根川橋、東川橋、諏訪沢川橋、栗の木川橋、沼尾川橋、犬の沢橋、棚下橋、永井川橋、大久保沢橋、薄根川橋、四釜川橋、大峰橋	技師 B 1人、技師 C 1人 現地踏査日数：6.5日（1橋0.5日） 結果整理日数：6.5日（1橋0.5日）

2-5 工事発注用図面作成

2-5-1 図面修正

図面修正とは、既存資料から工事発注に必要な図面作成を行うものをいう。

図面修正の検測数量は、作成した図面枚数（枚）とする。

項目	図面修正率	図面の区分	図面名称	対象橋梁
図面修正 A 1	10%未満	比較的簡易な図面	補修全体一般図 断面修復工 表面被覆工 ひび割れ補修工 はく落防止対策工 当て板補修工 排水管取替工 防錆処理工 鋼部材取替工 誘導員配置図	神流川橋、利根川橋、東川橋、諏訪沢川橋、栗の木川橋、沼尾川橋、犬の沢橋、棚下橋、永井川橋、大久保沢橋、薄根川橋、四釜川橋、大峰橋
図面修正 A 2	10%未満	比較的複雑な図面	塗替え塗装工	神流川橋、利根川橋、沼尾川橋、棚下橋、四釜川橋
図面修正 B	30%未満	比較的複雑な図面	乾式止水工 足場計画図	神流川橋、利根川橋、東川橋、諏訪沢川橋、栗の木川橋、沼尾川橋、犬の沢橋、棚下橋、永井川橋、大久保沢橋、薄根川橋、四釜川橋、大峰橋

なお、図面修正において、監督員と協議し上記によることが不適切な場合は、その費用について別途協議するものとする。

2-5-2 数量計算

数量計算とは、詳細図作成及び図面修正で作成した図面において、工事発注に必要な数量計算を行うものをいう。

数量計算の検測数量は、作成した図面の枚数（枚）とする。

2-6 維持修繕設計

2-6-1 伸縮継手

伸縮継手とは、共通仕様書第7章「維持修繕」7-3「維持修繕設計」及び設計図書、監督員の指示に従って、損傷した鋼製フィンガージョイントを取替えるために必要な詳細設計を行うものをいう。

共通仕様書7-3-3に規定する設計内容については、下表のとおりとする。

伸縮継手の検測数量は、設計を行った伸縮継手の図面枚数（枚）とする。

橋梁名	上下区分	下部工No.	既設伸縮装置形式	設計区分	適用区分	関連する内訳書の項目
神流川橋	上	A2	鋼製フィンガー ジョイント	詳細 設計	基本となる設計	伸縮継手A
	下	A2			基本となる設計を適用	伸縮継手B
	下	P12			基本となる設計を適用	伸縮継手B
東川橋	上	A2			基本となる設計	伸縮継手A
諏訪沢川橋	上	A2			基本となる設計	伸縮継手A
	下	A2			基本となる設計を適用	伸縮継手B
犬の沢橋	上	A1			基本となる設計	伸縮継手A
	上	A2			基本となる設計	伸縮継手A
	下	A2			基本となる設計を適用	伸縮継手B
棚下橋	上	P4			基本となる設計	伸縮継手A
永井川橋	下	A2			基本となる設計	伸縮継手A
大久保沢橋	下	A2			基本となる設計	伸縮継手A

なお、伸縮継手の設計において、監督員と協議し上記によることが不適切な場合は、その費用について別途協議するものとする。

2-7 設計打合せ

本業務における打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め5回とする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、打合せ回数の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

設計打合せの検測数量は、1式とする。

2-8 交通費・日当・宿泊費

技術業務直接人件費に関する交通費・日当・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・日当・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・日当・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

2-10 成果品

成果品の提出部数については、共通仕様書 1-46-5 に基づくものとする。また、報告書の表紙は黒色とし、金文字製本とする。

第 3 章 補足事項

3-1 設計図書の変更及び追加が予想される内容

- (1) 施工に伴い不要または支障となる、排水管、既設検査路等の撤去、移設、再設置に必要となる図面作成、及び数量算出を追加する場合がある。
- (2) 施工に伴い、添架物の移設、埋設物の移設等、関係機関との協議に必要な協議用資料の作成を追加する場合がある。
- (3) 橋梁補修計画の見直しにより対象橋梁及び工種の変更又は追加を行う場合がある。

様式-1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社

支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 高崎管内橋梁補修工事発注用図面作成業務

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2-1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2-2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3-1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3-2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3-3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3-2. 受注者が設定した業務の終期)

様式-2

令和 年 月 日

監督員

殿

受注
管理技術者

印

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名	東日本高速道路(株) 関東支社 高崎管理事務所		
調査等名	高崎管内橋梁補修工事発注用図面作成業務		
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。